

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：つくば市再生可能エネルギー発電設備の
適正な設置及び管理に関する条例（案）】

令和5年（2023年）12月
つくば市 都市計画部 都市計画課

意見集計結果

令和5年(2023年)9月11日から10月12日までの間、(つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(案))について、意見募集を行った結果、4人(団体を含む。)から10件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

| 提出方法 | 人数(団体を含む。) |
|--------|------------|
| 直接持参 | 0 人 |
| 郵便 | 0 人 |
| 電子メール | 0 人 |
| ファクシミリ | 0 人 |
| 電子申請 | 4 人 |
| 合計 | 4 人 |

意見の概要及び意見に対する市の考え方 条例全体 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|----------------------------------|-----|--|
| 1 | エネルギーは再生しないので、言葉によるミスリードが行われている。 | 1件 | 使用している用語については、法律や経済産業省で用いられている定義に準じています。 |

第1条 目的 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|---|-----|---|
| 1 | 条例の目的を防災と景観の保護としているが、追加で持続可能な社会の醸成と維持を追加すべきではないか。 | 1件 | 当該条例の目的は、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることとしており、土地に自立して設置される再生可能エネルギー発電設備について、適正な設置及び管理を行うよう事業者を求める内容を定めていることから、原案のとおりとさせていただきます。 |

第2条 定義 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|---|-----|---|
| 1 | 用語の定義の形式が古い。新しい法律では、用語の定義に「意義」は使われていない。法律の新しい形式に、合わせるべきではないか。 | 1件 | 当該条例においては、号に区分して規定する形式を採用しています。定義規定において、項に区分して規定する形式と、号に区分して規定する形式があることについては承知しておりますので、今後の参考とさせていただきます。 |

第4条 事業者の責務 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|--|-----|--|
| 1 | 地域住民等との良好な関係の記載が曖昧です。太陽光パネルの設置にあたり、地域住民の賛成2/3以上を得ることを条件とするなど、具体的な基準が必要ではないか。 | 1件 | 市が地域住民等の同意を得ることを条件として求めることは、事業者の財産権を侵害する可能性があることから定めていませんが、事業者に対しては、第8条（事業の周知等）において、標識の設置や地域住民等への周知などの規定を設けています。 |

第7条 発電設備の適正な設置等 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|---|-----|--|
| 1 | 隣地に住宅がある場合、隣地から一定距離離して設置させるなど、明確に定めておいてほしい。 | 1件 | 再生可能エネルギー発電設備を設置する際は、生活環境の保全に関して十分に配慮することとしており、同条例施行規則において、住宅が近接する場合の遵守事項を定める予定です。 |

第8条 事業の周知等 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|---|-----|---|
| 1 | 住民との話し合いで合意された内容は書面に起こして、記録を残すようにしてほしい。 | 1件 | 地域住民等への周知や説明会を行った際は、市に報告書を提出することとしており、同条例施行規則において、地域住民等からの意見内容や意見に対する対応策を明示した図書を添付するように定める予定です。 |

第9条 発電設備の適正な管理 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|--|-----|--|
| 1 | 住宅との隣地に作る場合、柵ではなく、必ず緑地帯や塀をたてるよう定めてほしい。 | 1件 | 住宅の隣地に限らず、必ずフェンス等を設置するように定めておりますが、地域の状況に応じて対応できるように、構造の仕様までは定めていません。 |

罰則 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|--------------------------|-----|---|
| 1 | 条例を破った場合の罰則を具体的に記載してほしい。 | 1件 | 罰則は設けていませんが、勧告や公表などの規定を設けることで、一定の抑止効果があり、適正な設置や管理の誘導が図られると考えています。 |

その他の意見 について

| | 意見概要 | 意見数 | 市の考え方 |
|---|---|-----|---|
| 1 | 水守地区での外資である上海電力による大規模な太陽光パネルによる発電は、結局電気料金の値上げと、中国に日本の土地を奪われてしまうことにつながる。 | 1件 | 当該条例に対する内容ではありませんので、御意見として承ります。 |
| 2 | 現在畑や森林であるところを再生エネルギー発電設備のために伐採やおおってしまう事を防ぎ、工場の屋根や駐車場の屋根の上への設置を促進してほしい。 | 1件 | 農地への設置や森林の伐採については、農地法や森林法に基づき許可等が必要となります。また、工場等の屋根の上への設置を促進してほしいという御意見は、関係部署へ共有させていただきます。 |

修正の内容

第15条 について

| 修正前 | 修正後 |
|---------------|-----------------|
| (発電設備の運用等の届出) | (発電設備の運用開始等の届出) |

パブリックコメントによるものではありませんが、文言を修正しました。